

第7章 主要関連法規

マレーシアは13の州と3の連邦直轄領からなる連邦国家である。連邦における立法権と執行権は、連邦憲法に基づき、中央政府と地方政府とに配分されている。中央政府は、外交、国防、治安維持、主な民事法・刑事法の制定と執行、司法権の行使等、連邦全体に重要な事項を管轄している。他方、州政府は、イスラム法や、土地、農業、鉱業など、地方において関心の高い事項を管轄している。

法律は一般に国語（National Language）であるマレー語（Bahasa Malaysia）及び英語又はそのいずれかで書かれているが、マレー語と英語との間に齟齬がある場合は、マレー語が優先される。

以下は、マレーシアにおいてビジネスをするうえで関係する主な法律である。

1. 連邦憲法

連邦憲法（Federal Constitution）は、最高位の法であり、連邦の基本となる法である。連邦憲法と整合しない法律は無効となる。このため、ある法律が連邦憲法に違反していると考えられる場合には、当該法律の違憲無効を裁判所に訴えることができる。

2. 1965 年会社法

1965 年会社法（Companies Act 1965、以下「会社法」という）は、会社の設立、組織、運営等に関する基本的な事項を定める法律である。会社法には、1966 年会社規則（Companies Regulations 1966）、1972 年会社清算規則（Companies (Winding-up) Rules 1972）等の下位規則がある。会社法自体は、会社に関するあらゆる事象を包括する法ではなく、コモン・ロー²やエクイティ³は現在でも適用されることがある。加えて、英国や、インドやオーストラリア等の英連邦諸国で言い渡された判決が、マレーシアにおいて参照されることもある。

² 「コモン・ロー」という言葉は、一般に「Equity と対比される、中世に起源をもつ法体系を指す場合； statute（制定法）と対比される、判例法を指す場合；大陸法（civil law）と対比される、英米法を指す場合」がある（田中英夫『英米法総論 上』6頁（東京大学出版会、1982））。

³ エクイティは、衡平法ともいわれ、コモン・ローでは救済できない事案を「アド・ホック」に救済するものであったが、そのような救済が積み重なるにつれて、ある事実関係があればある救済が当然にえられるという期待が生じ、その後、エクイティは、コモン・ローと並ぶ一つの独立の法体系であるという観念が徐々に生じていったとされる（同『英米法総論 上』97頁）。

3．1961年パートナーシップ法、2012年LLP法

1961年パートナーシップ法（Partnership Act 1961）は、パートナーシップに関する事項を規定している。また、2012年に有限責任パートナーシップ法（Limited Liability Partnership 2012：LLP法）が制定され、有限責任パートナーシップ（LLP）の形態も認められることとなった。

4．1967年破産法

マレーシアにおいて「破産」の概念は個人についてのみ適用されるものであり、1967年破産法（Bankruptcy Act 1967）は、個人の破産に適用される。会社（法人）が支払い不能に陥った場合、当該会社は、会社法及び1972年会社清算規則に基づき、清算されることとなる。

5．2007年資本市場サービス法

2007年資本市場サービス法（Capital Markets and Services Act 2007, CMSA、以下「資本市場法」という）は、証券業法（Securities Act 1983）、先物業法（Futures Industries Act 1993）と、証券委員会法（Securities Commission Act 1993）の第4部（資金調達活動を規律する部分）とを統合したものである。会社が社債を発行したり、株式を発行する場合には、資本市場法に規律されることとなる。

6．1955年雇用法

1955年雇用法（Employment Act 1955、以下「雇用法」という）は、マレーシアの労務関係を規律する主要な法律である。詳細は、第19章参照。

7．1950年契約法

1950年契約法（Contracts Act 1950）は、契約の構成要素、有効性及び履行その他契約に関連する事項について規定している。

8．全国土地法

マレーシアにおいて土地に関する事項は、中央政府ではなく州政府の管轄であるが、土地についての法律及び実務の統一性の観点から、連邦憲法に基づき、全国土地法（National

Land Code) が制定されている。

9. 2010年競争法

2010年競争法(Competition Act 2010、以下「競争法」という)は、2012年1月1日に効力を生じた。競争法は、消費者の利益を守り、競争を促進し、競争過程を守ることを目的としている。競争法は、マレーシア国内の商業活動に適用されるだけでなく、マレーシアの市場での競争に影響を与える場合にはマレーシア国外の商業活動にも適用がある。現状、企業結合規制に関する条項は定められていない。

10. 2009年マレーシア腐敗防止委員会法

腐敗防止規定(汚職防止規定)に関しては、刑法の規定に加え、2009年マレーシア腐敗(汚職)防止委員会法(Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009)がある。この法律は、商業賄賂の規制があること、すなわち贈賄者と収賄者の双方が民間人の場合にも規制されていることが特徴である。なお、違反者の氏名や事案の概要等が腐敗防止委員会のウェブサイトに掲載されることがある。

ひとくちメモ(7): コモン・ローやエクイティのビジネスへの影響

マレーシアの法律制度は、「コモン・ロー・システム」と呼ばれる英国の法律制度を基礎にしている。そのため、マレーシアもまた「コモン・ローの国」と呼ばれる。しかしながら、ことビジネスに関する事項については、数多くの制定法(成文化された法律)があり、コモン・ローやエクイティは補足的な役割を果たすにすぎないともいえる。なお、制定法とコモン・ローとの間に優劣関係はない。

ひとくちメモ(8): ビジネス世界におけるイスラム法: イスラム法のビジネスへの影響

イスラム法(シャリーア)は、イスラム教徒には適用されるが、他の宗教の信仰者には適用されない。また、イスラム法は、婚姻、相続や子どもの監護等、家族に関する事項等を規律している。そのため、イスラム金融等を除き、ビジネスに関する事項には影響はほとんどないと考えて良いといえる。ただ、マレーシアにおいて、イスラム教は連邦の宗教であり、国民の約60%がイスラム教徒である。そのため、イスラム教の慣習を理解することは重要であり、多くの会社では、お祈りのスペースを設けたり、労働者が就業時間の途中にお祈りをしたり、モスクに行くことを許容している。

ひとくちメモ (9) : マレーシアの個人情報保護法

2010年6月、個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010、以下「個人情報保護法」という)が制定され2013年11月に施行された。この個人情報保護法は、日本の個人情報保護法にない規定も含まれており、マレーシアでのビジネスに影響を及ぼすと考えられる。

1. 対象となる「個人情報」の範囲

以下の要件をみたす情報が「個人情報」として法律の保護を受ける。

商取引に関する情報であること

自動的に処理される機械・装置により、その全部若しくは一部が処理されるもの若しくは処理されるために記録されたものであること、又は個人に関する情報で一定のファイリングシステムに記録された若しくは記録されるものであること

当該情報が、直接又は間接に、当該情報又は情報利用者の保有する他の情報から識別される人物(「本人」)に関するものであること

また、心身の健康状態や政治的意見、宗教上の信念等は「センシティブ個人情報」として、さらに慎重な対応が規定されている。

2. 規制対象者

規制対象者は、「情報利用者」と「情報処理者」である。「情報利用者」とは、単独若しくは共同で個人情報を処理し、又は個人情報をコントロールする者若しくは処理する権限を与える者をいい、政府が指定する一定の情報利用者は、登録が必要になる。また「情報処理者」とは、情報利用者のために個人情報を処理する者をいう。

3. 個人情報保護法の7つの原則

原則 から は情報利用者の義務として規定され、他方 は本人の権利といえる。

一般原則：情報利用者は、本人の同意なくして個人情報を処理できない。

通知及び選択原則：情報利用者は、本人に対し、書面にて、本人の個人情報が処理されていること、処理目的等を通知しなければならない。

開示原則：情報利用者は、本人の同意なしに個人情報を第三者に開示できない。

セキュリティー原則：情報利用者は、個人情報を処理する際、個人情報の漏えい、不正利用等を防ぐ体制を整備しなければならない。

保持原則：個人情報は、必要な期間を超えて保持されることのないようにしなければならない。また、個人情報が不要となった場合には、情報利用者は、情報を破壊し、完全に消去するための合理的な施策をとらなければならない。

情報の完全性の原則：情報利用者は、収集し、処理することを予定している個人情報が、正確で、完全で、誤解を招くことなく、また最新の状態であることを保持しなければならない。

アクセス原則：本人は、自分の個人情報にアクセスし、その情報が不正確又は不完全である場合等は当該情報を訂正する権利をもつ。

4. 個人情報を国外へ移転する場合

個人情報を含む顧客情報等を国外に所在する本社や地域統括拠点と共有することも考えられるが、現状、国外への移転は原則として禁止されている。例外的に移転できるのは、本人の同意がある場合、本人との契約上必要な場合、担当大臣の指定した場所・国へ移転する場合等に限られる。

5. 罰則

情報利用者が、個人情報保護法の条項に違反した場合、違反の内容に応じて、30万リンギ(約900万円)以下の罰金若しくは2年以下の懲役又はその併科等の刑罰が科される。また、会社が、個人情報保護法に違反した場合、違反時点で役員やマネジャー等であった者にも刑罰が科される可能性がある。